6月は環境月間

毎年6月は環境月間、6月5日は環境の日です。「時代が変わる　私が変わる　環境世紀の幕開けです」

循環型社会（リサイクル）を目指して①

4月1日から環境基本条例を施行

地球温暖化や廃棄物処理、資源エネルギー問題など環境の危機に直面している現在、大量生産・大量消費の一方通行型社会から持続可能な循環型社会への転換が求められています。

今号からシリーズで循環型社会について考えてみましょう。

故郷の環境を守り次代へ継承を

私たちは、物の豊かさや利便性を求め、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動やライフスタイルを続けてきました。その結果、身近な自然環境ばかりでなく地球環境にも取り返しのつかないほど大きなダメージが蓄積しつつあります。

二十一世紀を迎えた私たちの最も重要な課題は、持続的に発展可能な循環を基調とする社会の土台をつくり、次の世代へこれを伝えていくことではないでしょうか。

このような環境問題への対応として、従来の規制を中心とした法体系ではなく、社会を構成する市民・事業者・行政が一体となった総合的な取り組みが必要となります。市では、この取り組みを実現させるための基本理念や基本的なルールを定めた「環境基本条例」を制定し、四月一日から施行しています。また、環境政策実行のための長期目標や施策の大綱を定める「環境基本計画」を今年度から二年かけて策定します。

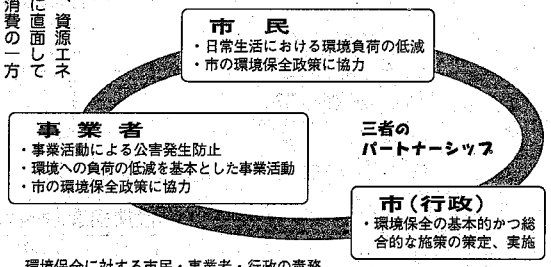

環境保全に対する市民・事業者・行政の責務

環境にやさしい循環を基本に

環境基本条例では、環境保全について次のように基本理念を定めています。

①市民が健康で文化的な生活を営むうえで必要な環境を保持し、これを将来の世代に引き継ぐことができるようにする。

②地域の多様な生態系の健全性を維持および回復するとともに、自然と人間の豊かなふれあいを保つことにより、自然と人間との共生を確保する。

③環境の保全上の支障を未然に防止することを基本に、環境にやさしい循環を基調とする社会の構築を目指す。

④市民や事業者は、地域での事業活動や日常生活が地球環境に及ぼす影響を認識し、それぞれの事業活動や日常生活において積極的に環境対策を推進する。

市民と事業者、行政が一体となった取組を

これらの環境保全の基本理念を実現させるため、環境基本条例では、右上の図のように市民・事業者・行政の責務が定められています。ごみの減量やリサイクルの推進など、それぞれができるところから取り組んでいきましょう。

7月2日(月)から

電池を資源ごみとして収集します

◆収集日　資源ごみの日（毎月2回。ごみカレンダーで確認を）

◆収集場所　各ごみステーションの「電池回収用コンテナ（赤色）」。ビニール袋などから出して、赤色コンテナへ直接入れてください。

◆収集できる電池の種類　乾電池（マンガン、アルカリ）、充電池（ニカド、ニッケル水素、リチウムイオン）、ボタン電池

◆出せないもの　自動車などのバッテリー、充電器

◆問い合わせ　市民生活課環境衛生係（内線233）へ。

お買物、ご用命は市内で

修理はお早めに！
おまかせ下さい！
雨トイ・外壁工事・屋根
ほまいのトータルリフレッシュ
有限会社サンメイク
新津市東町1-9-16
TEL.0250-23-0407

靴のイザワ
靴なら何でも揃うイザワ
※歩く楽しさをお届けします―※
二番館前本店☎22・0625
程島店☎21 2223
★駐車場あります

水道水の水質検査ですべての基準をクリア

これからも安全で良質な水道水を供給します

水道局では、市民の皆さんから安心して水道水を使っていただけるよう定期的に水質検査を行っています。今号では、その水質検査結果についてお知らせします。

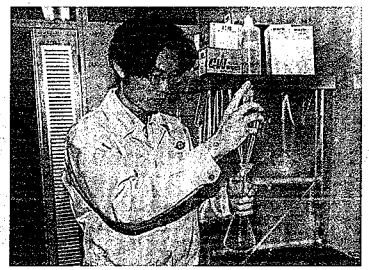

厳重な水質検査を行っています

水道水の水質検査結果

（平成13年4月25日実施）

健康に関する検査項目（29項目）

（単位：特記のほかはmg/ℓ）

分類	項目名	水質基準値	給水栓水検査結果
病原生物	一般細菌	1㎖の検水で形成される集落数が100個以下	1個／㎖
	大腸菌群	検出されないこと	検出しない
無機物質・重金属	カドミウム	0.01以下	0.001未満
	水銀	0.0005以下	0.00005未満
	セレン	0.01以下	0.001未満
	鉛	0.05以下	0.001未満
	ヒ素	0.01以下	0.001未満
	六価クロム	0.05以下	0.005未満
	シアン	0.01以下	0.001未満
	硝酸性窒素および亜硝酸性窒素	10以下	0.3
	フッ素	0.8以下	0.08未満
一般有機化学物質	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満
	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	0.0004未満
	1,1-ジクロロエチレン	0.02以下	0.002未満
	ジクロロメタン	0.02以下	0.002未満
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.004未満
	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001未満
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	0.0006未満
	トリクロロエチレン	0.03以下	0.001未満
	ベンゼン	0.01以下	0.001未満
消毒副生成物	クロロホルム	0.06以下	0.013
	ジブロモクロロメタン	0.1以下	0.001未満
	ブロモジクロロメタン	0.03以下	0.005
	ブロモホルム	0.09以下	0.001未満
	総トリハロメタン	0.1以下	0.018
農薬	1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	0.0002未満
	シマジン	0.003以下	0.0003未満
	チウラム	0.006以下	0.0006未満
	チオベンカルブ	0.02以下	0.002未満

水道水が有すべき性状に関する検査項目（17項目）

（単位：特記のほかはmg/ℓ）

分類	項目名	水質基準値	給水栓水検査結果
色	亜鉛	1.0以下	0.01未満
	鉄	0.3以下	0.03未満
	銅	1.0以下	0.01未満
	マンガン	0.05以下	0.005未満
味	ナトリウム	200以下	4.9
	塩素イオン	200以下	7.8
臭	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300以下	15
	蒸発残留物	500以下	43
	有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	10以下	0.5
発泡	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未満
におい	1,1,1-トリクロロエタン	0.3以下	0.001未満
	フェノール類	フェノールとして0.005以下	0.005未満
基礎的性状	pH値	5.8以上8.6以下	7.1
	味	異常でないこと	異常なし
	臭気	異常でないこと	異常なし
	色度	5度以下	1未満
	濁度	2度以下	0.1未満

厳正な品質チェック

水道法で定められている水質基準は、大きく分けて三つの項目に分類されます。

①基準項目（四十六項目）
人間の健康や、水道水が有すべき性状に関する項目

②快適水質項目（十三項目）
おいしい水など、より質の高い水道水を目指すための目標値

③監視項目（三十五項目）
順守義務はないが、水道水質の安全性を守るための指針となる項目

このうち、水道水の安全を監視するためにもっとも重要なものは、①の基準項目で、毎月一回検査を実施しています。今回掲載している表は、この基準項目の検査結果です。

また、②と③の項目は基準項目を補完するもので、近年高まっている「おいしい水」への要求や、将来水道の安全性を脅かす可能性のある項目について検査をします。

水道局では、これら膨大な量の検査を定期的に実施することで、水道水の安全性を十分に確保し、さらに「おいしい水」を追求するため、厳正な品質チェックを行っています。

●問い合わせ　水道局業務課（☎22－2090）へ。

お買物、ご用命は市内で

書
生徒募集・入会随時受付
文部省認定支部　書道・ペン字
松雲書道会
代表　菅井松雲
新津市善道町2－12－5
TEL・FAX 24－8074

『女性のお顔剃り』やっています。
レディースシェーブ　¥3,000
ゆでたまごみたいなつるつるお肌
マッサージ付き
ブライダルシェーブ　¥4,000
マッサージ・パック付き
HAIR・SALON モリヤマ
予約優先
田家1　22－1870